

## 3. 障がい者手帳

### ■ 障がい者手帳とは

- 障がいがあることを公的に認める証明書です。
- 障がい者手帳を持つことで、公的な支援を受けやすくなります。
- 手帳は障がいの内容によって3種類に分かれています。

手帳の種類 (目安)	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	
心身の 状態	(身体障がい) 身体機能に 障がいがある	(知的障がい) 発達期(おおむね18歳 程度まで)からの知的な 遅れがある	(発達障がい) ・自閉スペクトラム症 ・注意欠如・多動症 (ADHD) ・学習障害 ・心理的発達の障がい ・チック症や吃音など 上記以外の行動及 び情緒の障がい	(精神障がい) ・統合失調症 ・うつ病、双極性 障害などの気分 (感情)障害 ・非定型精神病 ・てんかん ・中毒精神病 ・器質精神病 ・認知症 ・高次脳機能障害 ・その他の精神疾患

### (1) 身体障害者手帳

#### ■ 対象者

指定様式の診断書に記載された障がい、12ページ記載の国の基準に該当する方

※肢体不自由(欠損や切断を除く)の場合、発症や手術からおおむね6か月後を症状固定とみなします。

※病気や怪我の重症度ではなく、治療をしても回復が困難な身体の機能障がいに対して認められます。

#### ■ 初めての申請に必要なもの

- 申請書
- 指定医記載の診断書・意見書(市の指定様式)
- 写真(縦4cm×横3cm)1枚
- マイナンバーが確認できるもの

～診断書等料金を助成します～  
22ページを参照してください

#### ■ 申請先

障がい福祉課(保健・福社会館1F) tel 0299-90-1137 fax 0299-77-5844

市民生活課(波崎総合支所1F) tel 0479-44-1961 fax 0479-44-5134

受付時間 平日 8:30 から 17:15